

諸元測定試験

1. 総則

諸元測定試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。

2. 測定条件

- 2.1 試験自動車は空車状態とし、直進姿勢で、水平な平坦面（以下「基準面」という。）に置かれた状態で測定する。
- 2.2 タイヤの空気圧力は、通常走行に対する基準空気圧力（範囲で指定している場合はその中央値）とする。
- 2.3 座席位置が前後又は上下に移動できる構造の場合には次のいずれかの方法により決定した位置に固定する。
 - (1) 自動車製作者の定める基準位置。
 - (2) 設計標準位置（シーティングレファレンスポイント（JIS D 4607 又は ISO 6549 に規定された人体模型を座席に着座させた場合における人体模型 H 点（当該模型の股関節点）の位置）又はこれに相当する座席上に設定した設計上の位置をいう。（以下、2.4 項、3.12 項及び 3.14 項において同じ。)) を決定するための調整位置。
 - (3) (1) 及び (2) のいずれも不明の場合には、移動できる範囲の中央に固定する。ただし中央に固定できない場合は、中央より前方又は上方で固定できる最も近い位置に固定する。
- 2.4 座席の背あての取付角度が調整できる構造の場合は、自動車製作者の定める基準位置又は設計標準位置を決定するための調整位置に固定する。いずれも不明の場合は妥当と思われる位置に固定する。
- 2.5 灯火器等の取付位置を判定する場合における照明部（方向指示器及び補助方向指示器にあっては「指示部」）及び反射部等に係る取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の照明部は、有効反射面の開口部（プロジェクター型のものにあつては内面の集光レンズの開口径）を灯火器基準軸方向へ投影（リフレクターとレンズの位置関係を相互に調節できる場合には、中間調節位置として投影）したレンズ面上の部分とする。（図 1 参照）
 - (2) 車幅灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯及び非常点滅表示灯の照明部並びに方向指示器及び補助方向指示器の指示部は、直接光が図面上入射するレンズ面上の部分又は灯火器基準軸方向の光度に対して 98% の光度となるレンズ面上の部分とする。この場合において、98% の光度となるレンズ面上の部分は、上、下、左、右、斜めの各方向からそれぞれ黒いスクリーンで覆い求めたものとする。（図 1 参照）
 - (3) 反射部は、外からの光を反射するために光学的に設計された部分とする。
 - (4) 灯火器等の照明部、指示部又は反射部の中心位置は、それぞれの上下及び左右の二等分線の交点とする。
- 2.6 寸法の測定には、金属製直尺、金属製巻尺、ビームトラベル、ハイトゲージ、直定規、トースカン、重錘などを適宜使用する。なお、これと同等以上の精度の得られる三次元測長機などを使用してもよい。
- 2.7 重量の測定に使用する秤の踏板は、その他の車輪の接地面と同一水平面にあるように設

置されていなければならない。

2.8 寸法の単位はミリメートルとする。

2.9 重量の単位はキログラムとする。

3. 測定方法

3.1 全長

自動車の最も前方及び後方の部分（後写鏡・アンダーミラー・たわみ式アンテナ等を除く。）の基準面への投影点の車両中心線と平行な方向の距離を測定する。

3.2 全幅

自動車の最も側方にある部分（保安基準第 41 条の装置のうち自動車の両側面に備えるもの（細目告示別添 52 4.6.4.4.による中央部に備えるものを除く。）・後写鏡・アンダーミラー・たわみ式アンテナ・側方衝突警報装置（検知センサー及び検知センサー付属品に限る。）等を除く。）の基準面への投影点の車両中心線と直角な方向の距離を測定する。

3.3 全高

自動車の最高部（後写鏡・アンダーミラー・たわみ式アンテナ等を除く。）の基準面からの高さを測定する。

3.4 軸距

前後の車軸の中心間の水平距離を測定する。3 つ以上の車軸を有する自動車にあつては相隣る車軸の中心間の水平距離を測定し、前方のものから連記する。ただし、左右の軸距が異なる自動車にあつては、それぞれについて測定する。

なお、カタピラを有する自動車（「ゴム履帯等を有する自動車の取扱について（平成 8 年 6 月 7 日付け自技第 97 号）」の対象となる自動車を除く。）にあつては、車両最前部のカタピラの接地長構成部から最後部のカタピラの接地長構成部までの長さを測定する。（図 2 参照）

3.5 輪距

それぞれの車軸について左右のタイヤの路面との接触面におけるタイヤ中心間の車両中心線と直角の方向の距離を測定する。複輪の場合は、複輪間隔の中心間の車両中心線と直角の方向の距離を測定する。

なお、カタピラを有する自動車にあつては、左右のカタピラの中心間の車両中心線と直角の方向の距離を測定し、タイヤ・ローラにあつては左右の最外側に備えられたタイヤの中心間の車両中心線と直角の方向の距離、ロード・ローラにあつては左右輪の中心間の車両中心線と直角の方向の距離をそれぞれ測定する。

3.6 荷台・客室内側寸法

測定は下記によるが、形状の複雑なものについては図 3 を参照すること。

3.6.1 長さ

(1) 乗用車、バス、バン型トラック、バン型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の客室では、車両中心線附近でおもな計器盤（プロテクタを含む。）から最後部座席（座席が 1 列のときはその座席）の背あて後縁に接する垂直線までの主な床面に平行な方向の距離を測定する。

(2) 普通型のトラック、普通型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の荷台の長さは、車両中心線附近の荷台枠上縁附近の荷台床面と、車両中心線と

に平行な方向の最短距離を測定する。

- (3) バン型トラック、バン型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の荷台の長さは、荷物室高さの midpoint を通る大部分の床面に平行な車両中心線附近の荷物室前縁（隔壁、シートの後縁又は折り畳んだシートの部分）及び後縁面の距離を測定する。ただしガラスと交わる時は窓下縁材に接する垂直線との交点をとる。なお、この交点がガラス内面より外に出るときはガラス内面までとする。

3.6.2 幅

- (1) 乗用車、バン型トラック、バン型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の客室では、客室中央部の車両中心線に直角でかつ水平の方向の最大幅を測定する。
- (2) バン型トラック、バン型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の荷室では、荷室長さの中央部で荷室高さの 2 分の 1 の高さにおける車両中心線に直角で水平な直線が荷物室内壁面（保護棒その他の突起物及び局部的なくぼみ部を除く。）と交わる交点間の距離を測定する。ただしガラスと交わる時は窓下縁材に接する垂直線との交点をとる。なお、この交点がガラス内面より外に出るときは、ガラス内面までとする。
- (3) 普通型トラック、普通型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の荷台の幅は、荷台の長さの中央部で荷台枠の上縁附近の最も狭い部分の内側寸法を車両中心線に直角で、かつ、水平に測定する。
- (4) バスでは、室内長さの中央部附近で、窓下縁の高さで、車両中心線に直角で、かつ、水平方向の距離を測定する。

3.6.3 高さ

- (1) 乗用車、バン型トラック、バス、バン型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車では、車両中心線附近で局部的おうつを除く床面から天井までの垂直最大距離を測定する。
- (2) 普通型トラック、普通型トラックの形状に類する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の荷台では、荷台長さの中央部の荷台幅の中央部床面から、荷台枠（棚のあるものは棚を含む。）の上縁までの垂直距離を測定する。

3.7 荷台オフセット

荷台床面長さの midpoint から後車軸中心（後車軸が 2 軸の場合には通常その前と後の車軸の中央、ただし荷重支点が車軸の中央にないものについては荷重中心）までの車両中心線方向の水平距離を測定する。ただし、ミキサ、ダンプなど形状の複雑なものにあつては積載物の重心をもって荷台中心とする。またセミトレーラー用トラクターにあつては連結部（第 5 輪）中心から最も後方の車軸中心までの車両中心線方向の水平距離を測定する。

3.8 車両重量

次の方法のうちいずれかの方法による。

- (1) 自動車を水平状態にして全ての車輪について各輪荷重を測定し、その総和を車両重量とする。この場合、前 2 軸車又は後 2 軸車にあつては、少なくとも前 2 軸又は後 2 軸の 4 つの車輪の輪荷重は同時に測定する。なお複輪については一体の車輪として取扱う。
- (2) 自動車を水平の状態にして、前軸及び後軸ごとに各軸重を測定し、その和を車両重量

とする。ただし、前 2 軸車又は後 2 軸車にあつては、前 2 軸又は後 2 軸について同時に測定する。

3.9 空車時荷重分布前輪、後輪

空車状態の自動車について、前項の測定方法により求めた各軸重をもって荷重分布とする。

この場合、前項(2)のただし書きに基づく測定において、前 2 軸又は後 2 軸を 1 台の秤に乗せて測定したものにあっては、当該 2 軸のおおのの軸重は、設計値により配分して算出する。

3.10 フロントオーバハング (ボデー)

最も前方の車軸の中心から、バンパ、フック、ナンバーブラケットなどの附属装置を除いたボデー最前端部 (ラジエーターグリル、オーナメントを含む。) までの車両中心線方向の水平距離を測定する。

3.11 リヤオーバハング (ボデー)

最も後方の車軸の中心からバンパ、ヒンジ、ナンバーブラケットなどの附属装置を除いた大部分のボデー最後端部における外板までの車両中心線方向の水平距離を測定する。乗用車、バン型トラック、バスについてはボデー外板の後端、普通型トラックについてはデッキアオリの後端 (金具、リブを除く。) までの長さとする。

3.12 乗車位置

座席の固定位置が 2.3 項(1)又は(3)による場合には次の(1)の方法、2.3 項(2)による場合には次の(2)の方法による。

(1) 最も前方の車軸の中心からそれぞれの座席の前縁からシート奥行の方向に水平距離で 200 ミリメートルの位置までの車両中心線方向の水平距離を測定する。

(2) 最も前方の車軸の中心からそれぞれの座席の設計標準位置までの車両中心線方向の水平距離を測定する。

3.13 最低地上高

車両中心線から左右対称にできるだけ広い区間における最も低い部分の基準面からの高さを測定する。ただしブレーキドラム下部及び二輪自動車にあつては、前後車輪と共に上下運動する部分などを除く。

3.14 座席幅

座席の固定位置が 2.3 項(1)又は(3)による場合には次の(1)の方法、2.3 項(2)による場合には次の(2)の方法による。

(1) 座席前縁から水平距離で 200 ミリメートルの位置においてシートの両端縁の幅を測定する。

(2) 座席の設計標準位置においてシートの両端縁の幅を測定する。

3.15 座席奥行

座席の幅の中央部のシートの前縁から後縁 (背あてのある場合は背あての前縁) までの最短水平距離を測定する。

3.16 灯火器等の取付位置

同一のはたらきをする灯火器等がいくつかの部分にわかれている場合には、それぞれについて測定する。

なお、対になっている灯火器等が左右対称である場合には、対になっている灯火器等の測定値の平均値とする。

3.17 後写鏡 中心間隔

左右の後写鏡取付アーム中心の水平距離を測定する。左右の後写鏡が左右非対称の場合には、それぞれの後写鏡取付アーム中心から車両中心線までの水平距離を測定する。

ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（道路運送車両の保安基準第44条第3項の車室をいう。以下同じ。）を有しないものに備える後写鏡については、取付アーム中心を鏡面中心と読み替える。

3.18 後写鏡 取付高

基準面から後写鏡取付アーム中心までの高さを測定する。

ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡については、取付アーム中心を鏡面中心と読み替える。

3.19 シート間隙

座席の中央部の前縁と前方座席の後縁（前方座席に背あてがある場合は、後方座席の前縁の高さにおける前方座席の背あての後縁、前方座席と向い合っている場合は前方座席の前縁）との最短水平距離を測定する。

3.20 バン後部開口部長さ

後部ドアを最大に開放した場合の後部開口部の幅の中央部分における上縁と下縁の直線距離を測定する。ただし小突起物及び局部的おうとつ部を除く。

3.21 バン後部開口部幅

後部ドアを最大に開放した場合の後部開口部長さの midpoint を通る開口部の水平距離を測定する。ただし小突起物及び局部的おうとつ部を除く。

3.22 トラック床面地上高

荷台後端中央部の基準面からの高さを測定する。ただし小突起物及び局部的なおうとつ部を除く。

3.23 トラック オーバハング（フレーム）

最も前方の車軸中心からフレーム前端まで、及び最も後方の車軸中心からフレーム後端までの車両中心線方向の水平距離を測定する。

3.24 トラック キャブ幅

共通構造部（多仕様自動車）にあつてはフロントフェンダを除き、その他の自動車にあつてはフロントフェンダを含む運転台部分の最も側方にある部分（後写鏡、アンダーミラー、たわみ式アンテナ、ステップ等を除く。）の基準面への投影点の車両中心線と直角な方向の距離を測定する。

3.25 トラック リヤボデー幅

基準面からの高さが600ミリメートル以上1,500ミリメートル以下の範囲で、リヤボデー両側面の前後方向に連続する最外側の部分の基準面への投影点の車両中心線と直角な方向の距離を測定する。

3.26 バス 乗降口開口部高

乗降口の扉を最大に開放した状態で踏段の床面から開口部の最短垂直距離を測定する。

3.27 バス 乗降口開口部幅

乗降口の扉を最大に開放した状態で、手すり等を含んだ最短水平距離を測定する。

3.28 バス 非常口寸法

非常口の扉を最大に開放した状態で、有効垂直距離を測定し、また有効水平距離を測定する。なお非常口の下部の幅が 400 ミリメートル以下の場合には、その部分の有効水平距離と高さをべつに測定し連記する。

3.29 バス 立席面積

立席を指定している自動車において、客室内の有効幅が 300 ミリメートル以上、有効高さが 1,800 ミリメートル以上の部分で、座席の前方 250 ミリメートルの範囲を除いた部分の輪郭線を床面に書き、その主な寸法を測定して面積を算出する。なお有効幅及び有効高さは客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さをいい、高さについては天井に設けた握り棒、つり革、単独の室内灯火器等を除いて測定する。ただし緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転助手の用に供する立席については上記の床面には含まない。

3.30 バス 床面地上高

乗降口附近の床面の基準面からの高さを測定する。

3.31 バス 乗降口踏段高

乗降口踏段上面の基準面からの高さを測定する。

4. 試験記録及び成績

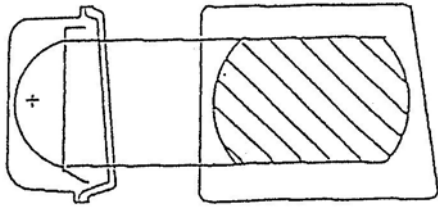
試験記録及び成績は、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1252 号）附則 6 自動車等の外観図の記載要領に従い作成された外観図、外観図寸法一覧表又は灯火器類取付一覧表に記入する。ただし、車両重量については付表の様式に記入する。

4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

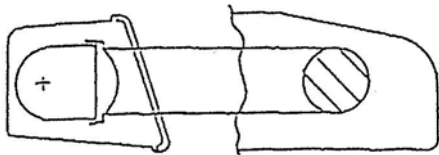
4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

図1 灯火器の照明部等

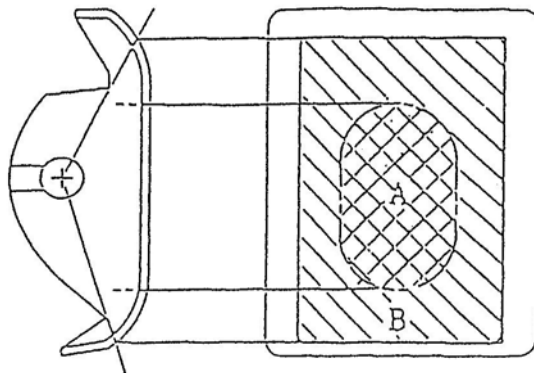
反射板タイプ



プロジェクタータイプ



直接光タイプ



A : 中心光度の98%
となるレンズ面
上の部分

B : 直接光が図面上
入射するレンズ
面上の部分

図2 カタピラを有する自動車の軸距の測定位置

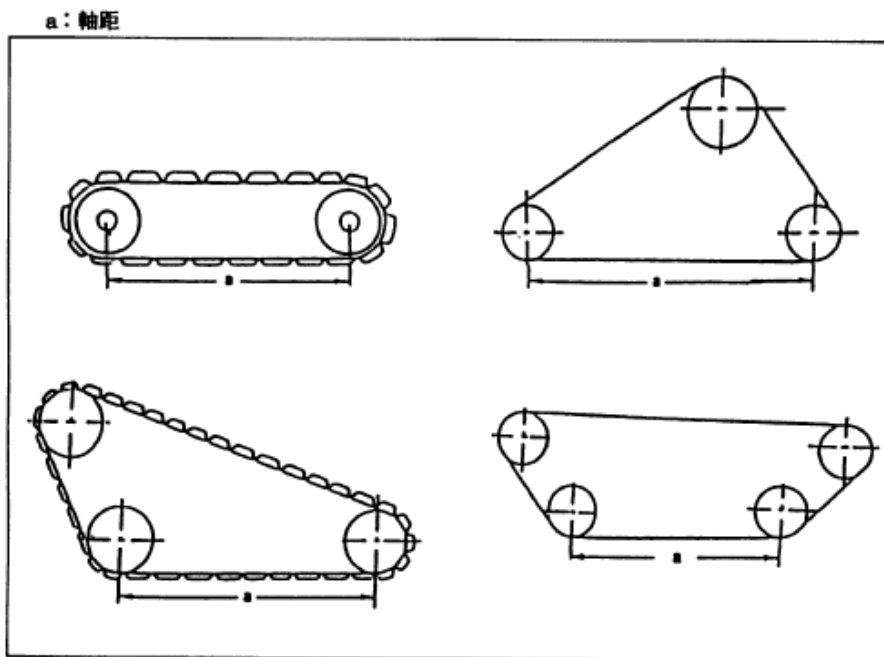
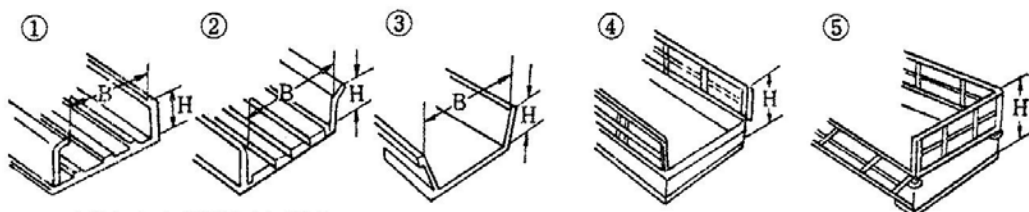


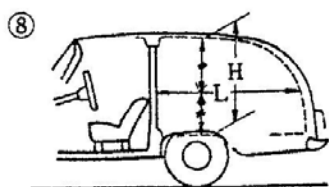
図3 寸法の測り方

例 B：幅 H：高さ L：長さ Ob：ボディオーバーハング

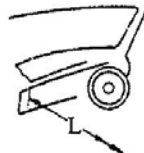


荷台中央部断面を示す
長さの場合も同じ考え方で測定①②③

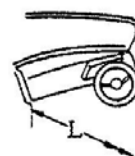
荷台に柵のある場合④⑤



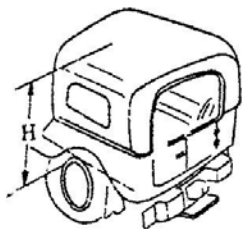
⑩ 室内長さ



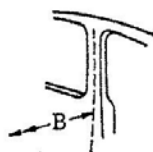
⑪ 室内長さ



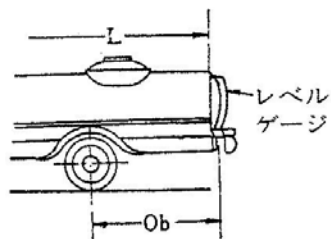
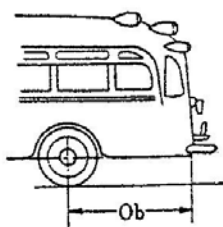
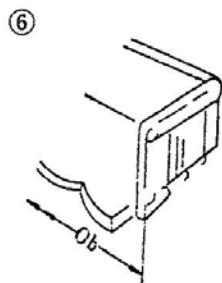
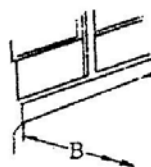
⑨ ジープの荷台高



⑬ 室内幅



⑫ 室内幅



付表

車両重量測定の実験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

◎試験自動車

車名・型式(類別) 車台番号

◎測定結果

単位：kg

		諸元値		測定値			差
				左	右	計	
前	前々軸重						
	前後軸重						
後	後前軸重						
	後々軸重						
車両重量							

備考
